

## 転出に伴う主な手続き

## 新住所地での手続き

転出に伴う主な手続き		新住所地での手続き	
町民課	印鑑登録	印鑑登録証(カード)をお返しください。	必要な場合は新たに手続きをしてください。
	龍島航空割引カード	割引カードをお返しください。	必要な場合は新たに手続きをしてください。
	国民年金に加入している	知名町での手続きはありません。	年金手帳を持参され窓口でおたすねください。
	国民年金をもらっている		年金証書を持参され住所変更の手続きをしてください。
保育園	退所届を提出してください。前年度の課税証明書を税務課でおとりください。	前年度の課税証明書・前年分源泉徴収票または確定申告書の写し(世帯全員分)を持参され、入所手続きをしてください。	
保健福祉課	子ども医療受給者証	資格喪失手続きをしてください。 所得課税証明書*を税務課でおとりください。(ご両親分)	健康保険証・印鑑・所得課税証明書・通帳を持参され手続きをしてください。
	児童手当	減額届を提出してください。 所得証明書*(児童手当用)を税務課でおとりください。(ご両親分)	印鑑・所得証明書(児童手当用)・健康保険証・通帳を持参され手続きをしてください。 ※児童と別居の場合…児童の世帯全員の住民票も必要です。
	(特別)児童扶養手当	県外等転出届又は住所変更届を提出してください。	県外等転出届又は住所変更届の手続きをしてください。
	国民健康保険被保険者証	保険者証をお返しください。	加入手続きをしてください。
	後期高齢者医療被保険者証	県外への転出の場合⇒保険者証をお返しください。 県内への転出の場合⇒住所変更手続きをしてください。	県外への場合⇒新たに加入手続きをしてください。 県内への場合⇒住所変更手続きをしてください。
	介護保険	介護保険被保険者証をお返しください。 介護保険受給資格証明書をお受け取りください。	介護保険被保険者証の交付を受けてください。 介護保険受給資格証明書・健康保険証を持参され、要介護(支援)認定申請をしてください。
	障害者手帳	知名町での手続きはありません。	住所変更手続きをしてください。
	重度心身障害者医療費助成金を受給している	資格喪失届を提出してください。	各種障害者手帳・印鑑・通帳を持参され手続きをしてください。
	教育委員会	公立小中学校に在学している児童生徒がいる	転学の手続きをしてください。
税務課	オートバイ(50cc~125cc)を持っている	ナンバープレート・印鑑を持参のうえ、抹消手続きをしてください。 廃車証明書をお受け取りください。	廃車証明書・印鑑を持参され、ナンバープレートの手続きをしてください。
	軽自動車を持っている	知名町での手続きはありません。	住所変更手続きをしてください。
水道環境課	水道及び下水道	使用中止の手続きをしてください。	使用開始の手続きをしてください。